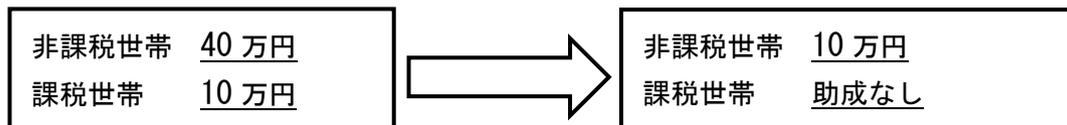


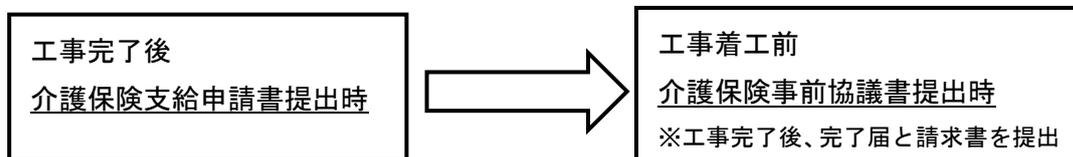
令和3年10月1日から

# 住宅改修費助成事業が変更になります

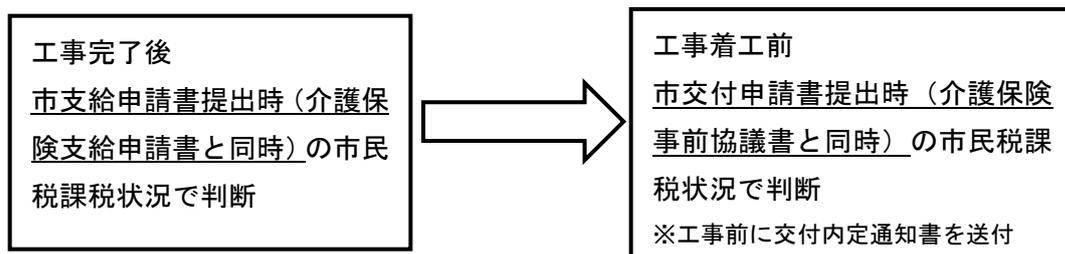
## ① 助成上限額



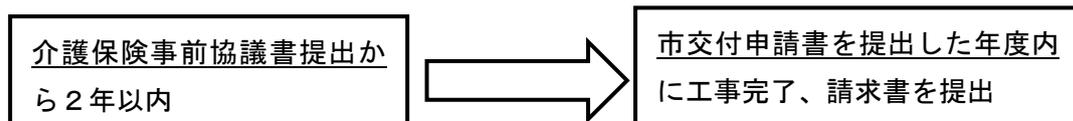
## ② 市支給（交付）申請書提出のタイミング



## ③ 助成上限額判断のタイミング

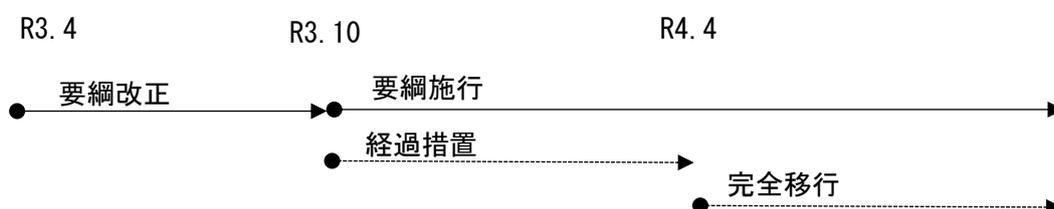


## ④ 工事完了、請求書提出のタイミング



## タイムスケジュール

R3. 4. 1	要綱改正
R3. 10. 1	要綱施行 R4. 3. 31 まで経過措置 (R3. 9 末までに介護保険事前協議書を提出し、R3 年度中に工事が完了し、支給申請書と請求書が提出されれば、旧要綱を適用)



## ご注意ください

- 現在の助成額を受けたい場合は、9月末までに介護保険事前協議書を提出してください。  
9月末までに介護保険事前協議書を提出し、工事完了後、年度内に支給申請書および請求書を提出した場合は、経過措置として現在の助成額を受けることができます。
- 経過措置中の様式は、現在の様式を利用してください。  
9月末までに介護保険事前協議書を提出した場合は、10月以降に支給申請書や請求書を提出する場合も、現在（旧要綱）の様式を利用してください。完了届は不要です。
- すでに介護保険事前協議書を提出している場合は、3年度中に支給申請書及び請求書を提出してください。
- 必ず年度内に工事を完了し、完了届及び請求書を出す必要があります。  
交付申請書を提出した年度内に、完了届及び請求書を出すことができない場合は、助成することができません。間に合わない可能性がある場合は、次年度4月以降に申請してください。
- 令和3年4月より市支給（交付）申請書の押印は必要ありませんが、請求書には押印が必要です。